

## 徳島県インバウンド等受入環境整備促進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 一般財団法人徳島県観光協会（以下「協会」という。）が実施する徳島県インバウンド等受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、徳島県内の飲食店、宿泊施設、観光施設、交通事業者等における多言語対応などを支援することにより、広く徳島県を訪れる外国人旅行者等の受入環境を整備し利便性・快適性等の向上を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第3条 補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

- (1) 第4条から第7条に定める施設等を運営するもの。
- (2) 第8条に定めるタクシー事業者
- (3) 第9条に定めるバス事業者
- (4) 第10条に定める鉄道事業者
- (5) 第11条に定める航空旅客ターミナル運営者
- (6) その他、特に協会理事長（以下「理事長」という。）が認めたもの。

2 ただし、次の各号に該当する団体又は個人は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っているもの。
- (5) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないとして理事長が判断するもの。

### (補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる飲食店（以下「補助対象飲食店」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 徳島県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗であること。
- (2) 徳島県が実施する「EAT UP TOKUSHIMA JAPAN」（多言語メニュー作成支援ウェブサイト）の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗であること。

第5条 補助金の交付の対象となる宿泊施設（以下「補助対象宿泊施設」という。）は、徳島県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている民間の宿泊施設、若しくは住宅宿泊事業法（令和4年法律第68号）第3条第1項の届出をして営業を行っている民間の宿泊施設とする。

第6条 補助金の交付の対象となる免税店（以下「補助対象免税店」という。）は、徳島県内において、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第7項の許可を受けて、営業を行っている店舗とする。

第7条 補助金の対象となる観光施設（以下「補助対象観光施設」という。）は、徳島県内において、次の各号のいずれかに該当するもの、若しくはその複合エリアを管理するものとする。

(1) 文化施設

例：博物館、美術館、水族館、植物園、動物園、資料館、公園・庭園、展示場

(2) 歴史施設

例：遺跡、名所・旧跡、城郭、歴史的建造物

(3) 娯楽施設

例：遊園地、観光農園・牧場、レジャーランド、海水浴場、スキー場、スポーツ施設、郷土芸能関連施設、展望台、景勝地

(4) 買物施設

例：お土産店、道の駅

(5) 温泉施設

例：温泉、共同浴場、足湯

(6) その他施設

例：体験施設、観光案内施設、レンタカー貸出施設

第8条 補助金の交付の対象となるタクシー事業者（以下「補助対象タクシー事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客運送事業を営営するものであって、徳島県内に事業所を有するものとする。

第9条 補助金の交付の対象となるバス事業者（以下「補助対象バス事業者」という。）は、道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送業を営営するもの及び道路運送法第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営営するものであって、徳島県内に事業所を有するものとする。

第10条 補助金の交付の対象となる鉄道事業者（以下「補助対象鉄道事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）であって、徳島県内に鉄道施設を有するもの。

(2) 前号に規定する鉄道事業者が有する、鉄道施設におけるプロモーションの企画・販

売・管理を行うもの。

第 11 条 補助金の交付の対象となる航空旅客ターミナル運営者（以下「補助対象航空旅客ターミナル運営者」という。）は、徳島県内において、航空旅客ターミナルを運営するものとする。

（補助対象事業等）

第 12 条 理事長は、補助事業者が取り組む別表 1-1 から別表 1-3 までの補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は別表 2 の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表 2 の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象事業とはしないものとする。

（補助金の額）

第 13 条 補助金の額は、別表 1-1 から別表 1-3 までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助事業実施期間）

第 14 条 補助事業の実施期間は、別に定めることとし、この期間内に第 18 条に定める実績報告を完了させなければならない。

（補助金の交付申請）

第 15 条 補助金の交付を受けようとするものは、様式第 1 号による交付申請書及び様式第 2 号による事業計画書、その他必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）

第 16 条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 理事長は、第 1 項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第 17 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに様式第 3 号に

よる事業変更（中止・廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。（理事長の定める軽微な変更を除く。）
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。（理事長の定める軽微な変更を除く。）
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項第1号の理事長の定める軽微な変更は、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。
  - 3 第1項第2号の理事長の定める軽微な変更は、補助金額に増額のないもので、補助事業の目的を変更しない事業計画の細部な変更とする。
  - 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は第14条に定める補助事業実施期間内のいずれか早い期日までに、様式第4号による補助事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第19条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

#### （是正のための措置）

第20条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

- 2 第18条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

#### （補助金の請求及び支払）

第21条 補助事業者は、第19条の通知を受けたときは、速やかに様式第5号による請求書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項による請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

#### （交付決定の取消）

第22条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、第3条第2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
  - (5) 第14条の規定による期間内に、第18条の規定による実績報告書の提出がなかったとき。
  - (6) その他、法令違反が判明したなど、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、第19条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

#### （補助金の返還）

第23条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### （財産の管理及び処分）

第24条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ第6号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （書類の保管）

第25条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかななければならない。

#### （徳島県との情報共有）

第26条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（様式第1号から様式第6号まで及びその添付書類）について、徳島県と情報を共有することとする。

#### （その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(補助対象事業及び補助金額)

別表1-1 (飲食店、宿泊施設、観光施設、免税店、タクシー事業者、その他)

補助対象事業	<p>補助対象飲食店、補助対象宿泊施設、補助対象免税店、補助対象観光施設、補助対象タクシー事業者、第3条第1項第6号に規定する特に理事長が認めた者が、徳島県内で実施する以下の事業。</p> <p>1 多言語対応 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・デジタルサイネージ、翻訳システム機器等の導入経費</li><li>・メニュー、パンフレット、マップ、ホームページ、SNS等の作成・改修経費</li><li>・案内看板・プレートの作成及び設置費用</li><li>・案内放送の作成・改修、整備費用</li><li>・省力化・省人化に資する設備(自動チェックイン機等)の導入</li></ul> <p>2 無料Wi-Fi導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ルーター等の機器購入・設定、設置費用</li><li>・インターネット回線の引込工事費用</li></ul> <p>3 キャッシュレス決済機器(クレジットカード、電子マネー、コード決済等)の導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・コード等読取端末等の購入費及び設置工事費</li><li>・決済システムのアプリケーション導入経費</li></ul>
補助金額	<p>協会が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率 1 補助事業者当たりの補助対象経費のうち、多言語対応は3分の2以内、その他は2分の1以内</p> <p>2 補助限度額 1 補助事業者当たり、上限50万円</p>

別表1-2 (バス事業者、鉄道事業者)

<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象バス事業者、補助対象鉄道事業者が、徳島県内で実施する以下の事業。</p> <p>1 多言語対応 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージ、翻訳システム機器等の導入経費</li> <li>・メニュー、パンフレット、マップ、ホームページ、SNS等の作成・改修経費</li> <li>・案内看板・プレートの作成及び設置費用</li> <li>・案内放送の作成・改修、整備費用</li> <li>・省力化・省人化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入</li> </ul> <p>※デジタルサイネージを導入する場合は、多言語での情報発信を行うこと。なお、内容については徳島県及び徳島県観光協会と協議を行うこと。</p> <p>2 無料Wi-Fi導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーター等の機器購入・設定、設置費用</li> <li>・インターネット回線の引込工事費用</li> </ul> <p>3 キャッシュレス決済機器（クレジットカード、電子マネー、コード決済等）の導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コード等読取端末等の購入費及び設置工事費</li> <li>・決済システムのアプリケーション導入経費</li> </ul>
<p>補助金額</p>	<p>協会が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率 1 補助事業者当たりの補助対象経費のうち、多言語対応は3分の2以内、その他は2分の1以内</p> <p>2 補助限度額 1 補助事業者当たり、上限100万円</p>

別表1-3 (航空旅客ターミナル運営者)

<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象航空旅客ターミナル運営者が、徳島県内で実施する以下の事業。</p> <p>1 多言語対応 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージ、翻訳システム機器等の導入経費</li> <li>・メニュー、パンフレット、マップ、ホームページ、SNS等の作成・改修経費</li> <li>・案内看板・プレートの作成及び設置費用</li> <li>・案内放送の作成・改修、整備費用</li> <li>・省力化・省人化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入</li> </ul> <p>※デジタルサイネージを導入する場合は、多言語での情報発信を行うこと。なお、内容については徳島県及び徳島県観光協会と協議を行うこと。</p> <p>2 無料Wi-Fi導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーター等の機器購入・設定、設置費用</li> <li>・インターネット回線の引込工事費用</li> </ul> <p>3 キャッシュレス決済機器（クレジットカード、電子マネー、コード決済等）の導入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コード等読取端末等の購入費及び設置工事費</li> <li>・決済システムのアプリケーション導入経費</li> </ul>
<p>補助金額</p>	<p>協会が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率 1 補助事業者当たりの補助対象経費のうち、多言語対応は3分の2以内、その他は2分の1以内</p> <p>2 補助限度額 1 補助事業者当たり、上限300万円</p>

(補助対象経費及び補助対象外経費)

別表 2

補助対象経費	<p>別表 1 - 1 から 1 - 3 の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 多言語対応 翻訳費、制作費、印刷製本費、機器・資材購入費、設置・工事費、初期登録費 等</li><li>2 無料Wi-Fi導入 機器・資材購入費、設置・工事費、初期登録費 等</li><li>3 キャッシュレス決済機器の導入 機器購入費、設置・工事費、初期登録費 等</li></ol>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業に関係のない経費</li><li>・間接経費（補助金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、送料、交通・宿泊費、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等）</li><li>・リース・レンタルによる設置機器に係る経費</li><li>・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費</li><li>・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）、顧問契約の相手方等との取引に係る経費</li><li>・補助対象者以外が補助事業者の申請手続き等を代理で行い実施する事業に関する経費</li><li>・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費</li><li>・その他、理事長が適切ではないと判断する経費</li></ul>